

監査報告書

平成19年5月18日

学校法人 神戸女学院
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人神戸女学院

監事 秋山 ひさ ⑩

監事 山口 政紀 ⑩

私たちは、学校法人神戸女学院の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人神戸女学院寄附行為第10条に基づいて、同学院の平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び消費収支計算書）を含め、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。

監査に当たって、私たちは、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、学校法人神戸女学院の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めました。

学校法人神戸女学院は内部統制充実の一環として、平成20年4月の内部監査室設置に向けて、平成19年4月に内部監査準備室を開設しております。今後は内部監査室とも連携し、より実効性の高い監査業務を実施いたします。

以上